資料５

役員報酬等規程の一部改正の件

**１．役員の給料の改定**

■　改正理由

　　　常勤の役員等の基本給月額の減額期間を継続するため、所要の規定整備を行う。

■　改正内容

　　１　常勤の役員等の基本給月額の減額期間の継続に伴う改正

　　　　・　理事長の基本給月額の14％減額を平成32年3月31日まで継続する。

【附則（平成20年規程第92号）第2項及び附則（平成23年規程第160号）第3項】

■　施行日

　　　平成31年3月27日

（適用日は平成31年4月1日）

**２．賞与の改定**

■　改正理由

　　　当機構の経営状況及び平成30年度の人事委員会勧告等を総合的に勘案し、賞与の支給月数の配分見直しを行ったため、所要の規定整備を行う。

■　改正内容

　　１　賞与の支給月数の配分変更に伴う改正

　　　　・　理事長の賞与を以下のとおり、引き上げる。【第6条第2項】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年度 | ６月期 | １２月期 | 年間合計 |
| 改正前 | 1.850 | 2.000 | 3.850 |
| 改正後 | 1.900 | 2.050 | 3.950 |

■　施行日

　　　令和元年7月31日

（適用日は令和元年6月1日）

【参考】

●平成30年 人事委員会勧告

　特別給（ボーナス）

１） 特別給を0. 05月分引上げ （年間4.40月分⇒同4. 45月分）

民間の状況等を踏まえ勤勉手当に配分

２） 平成31年度以降、6月期と12月期の期末手当が均等になるよう配分

※大阪府では、平成30年４月１日より実施。

　●平成29年　人事委員会勧告

　　　特別給（ボーナス）

　　　１)　特別給を0.1月分引き上げ

（年間4.30月分⇒同4.40月分、特別職　年間3.85月分⇒同3.95月分）

※大阪府では特別職については、平成30年４月１日より実施。